

報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和4年3月1日	160,630円	足立区新田在住者	令和3年6月2日、新田さくら公園の地表に鉄筋棒が露出していたため、ボール遊びをしていた相手方が転倒した際に、膝を怪我する傷害を与えた。